

「衣服」購入ガイドライン

1. 購入ガイドライン

GPN GL13「衣服」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、衣服を購入する際に環境面から考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。対象範囲は下記の項目とし、皮製衣服及び毛皮製品は除きます。

- 外衣（背広・ドレス・オーバー・コート・セーター・シャツ・スポーツウェア・制服類・衛生衣・サービスウェア・イベントウェア等）
- 下着（肌着・防寒下着等）
- 寝衣（パジャマ・ネグリジェ等）
- 和服（浴衣・羽織・じゅばん・帯・はかま等）
- くつ下（くつ下・ストッキング・タイツ等）
- 帽子
- 手袋（ゴム製を除く）

（総務省日本標準商品分類「78 衣服（履物及び身の回り品を除く）」に基づく）

2. ガイドライン項目

以下の事項の（１）～（４）は衣服本体についてのガイドライン項目であり、（５）（６）は包装材や修理体制についてのガイドライン項目です。

衣服の購入にあたっては、衣服本体を示す（１）～（４）の中から１つ以上を満たしていることを考慮して、環境への負荷ができるだけ少ない衣服を購入しましょう。

- （１）環境に配慮した素材を使用していること
- （２）省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること
- （３）長期使用を可能にするための製品設計がされていること
- （４）使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること
- （５）環境に配慮した包装材を使用していること
- （６）修理体制が整っていること

このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2000年10月24日制定
2008年3月25日改定
グリーン購入ネットワーク

<ガイドラインの背景説明>

(1) 環境に配慮した素材を使用していること

衣服の環境配慮素材には、原産地で環境に配慮した天然素材、再利用素材、リサイクル素材、製造ラインで環境に配慮した素材などがあります。このような素材を多く使用した衣服を選ぶことは、原産地や製造ラインでの有害化学物質の使用抑制や省エネルギー・省資源、廃棄物の有効活用につながります。そして、原産地の生態系に与える影響の軽減や、資源の持続的利用につながります。

具体的には、以下に挙げたような条件で選ぶことができます。

原産地で環境に配慮した天然素材：

低農薬・無農薬・有機肥料で栽培された植物系の天然素材、寄生虫駆除等のために薬剤使用を抑制した環境で飼育された動物系の天然素材、第三者認証を取得したオーガニックコットンなど（生態系に与える影響の軽減）

(オーガニックコットンについて)

有機農産物・水産物・自生植物等についての認定を進める国際機関として、IFOAM（国際有機農業運動国際連盟）があります。そのうち、オーガニックコットンについては、IFOAM基準（有機栽培認定基準に従って、合成化学農薬を3年間使用していない畑で、一切合成化学薬剤を使わないで栽培した綿花であること等）を定めており、これに則した認証制度を持つ機関を認定し、その各機関の認証を経たものをオーガニックコットンとしています。

日本では、日本オーガニックコットン流通機構（NOC）が、米国テキサス州農務省認証規定に基づく「テキサス オーガニックコットン」及びIFOAM認証機関の認証ラベルの中から選んだものをとりまとめて、NOCのラベルを表示する仕組みなどがあります。

オーガニックコットンの世界的な流通量は、綿全体の0.4%程度とわずかですが、オーガニックコットンを使った商品化が衣服でも進みつつあるため、「商品情報データベース（エコ商品ねっと）」で情報提供します。

再利用素材：繊維くずやコットンリントー、反毛など従来廃棄されていたものを繊維として有効に活用した素材（資源の持続的な利用）

リサイクル素材：回収された衣服や飲料用PETボトルなど不要になった素材を原材料にまで戻してから衣料用として再生された素材。再生ポリエステル繊維や再生ナイロン繊維など（資源の持続的な利用）

製造ラインで環境に配慮した素材：

製造段階において省エネルギー・省資源、有害化学物質の使用抑制など、従来の製造工程に比べて環境に配慮した製造ラインで作られた素材（省エネルギー・省資源、有害化学物質の使用抑制）

(有害化学物質の使用抑制について)

本ガイドラインでは、環境や人の健康に影響を与えるような有害化学物質を示しており、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」や「ホルマリン樹脂加工について」「傾向増白加工及び難燃加工について」「柔軟加工及び衛生加工について」「製品票約加工製品の着用による皮膚障害について」「PRT法」「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」など衣服に関連する法規及び通達に該当する化学物質を対象としています。

例えば、

- ・形態安定加工や防縮加工等で使われるホルムアルデヒド
 - ・防汚加工に使われるフッ素系樹脂
 - ・殺虫・防虫加工剤のディルドリン
 - ・分解して発がん性アミン類を生成する色素を含む特定のアゾ系染料
- などが挙げられます。

(基本原則 2-1、2-2、2-3、2-7 に対応)

(2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること

クールビズ・ウォームビズファッション、形態安定加工の衣服、ドライクリーニングを必要としない水洗い対応の衣服などは、省エネルギーの温度設定でも快適に過ごせたり、アイロンの使用回数を減らしたり、ドライクリーニング溶剤の使用量を減らすため、省エネルギー・省資源に繋がります。このように製品設計された衣服を選ぶことが望まれます。

- ・室温は、暖房時設定温度を 20 に、冷房時設定温度を 28 に設定し、こまめな室温調節に努めることにより、オフィス全体で年間エネルギー消費量の約 1.4% を削減できると試算されています。

(出典：(財)省エネルギーセンター「オフィスビルの冬季室温の適切な調整による省エネ効果」)

よって、衣服は夏用・冬用それぞれの季節に応じて省エネルギーの温度設定でも快適に過ごせるように素材やデザイン面に配慮していることが望まれます。環境省ではクールビズ・ウォームビズファッションを推奨しています。

- ・アイロンは多くのエネルギーを消費するため、アイロンの必要な衣服においては従来品よりアイロンの使用回数を減らす工夫がされたものを選ぶことが大切です。よって、形態安定加工など従来品よりアイロンの使用回数を減らすことができる衣服は省エネルギーに繋がります。
- ・従来ドライクリーニングの必要な衣服は、水洗いに対応することで、溶剤などの化学物質の使用を抑制できます。素材やデザインによって適正はありますが、水洗いしても、縮み、型くずれ、色落ちがないように加工できる技術開発が進みつつあるため、ドライクリーニングを必要としない、従来品より環境に良い改良が加えられている衣服は省資源に繋がります。尚、洗濯の条件は、衣服に付属の繊維製品品質表示ラベルで確認できます。

(基本原則 2-2 に対応)

(3) 長期使用を可能にするための製品設計がされていること

生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどの耐久性に優れた衣服、サイズ調整機能付きの衣服、防汚加工された衣服などは衣服の長期使用を可能にします。このような製品設計された衣服を選ぶことが望まれます。

- ・服種や用途によって求められる強度や耐久性は異なりますが、生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどに優れていることが望まれます。一定の基準に従って品質管理が十分されているものを選ぶことは長期使用に繋がります。
JIS L4107 : JIS (日本工業規格) に定められている一般衣料の品質基準を示します
- ・アジャスターなどのサイズ調整機能付きの衣服は、体形の変化に伴うサイズ変更が可能であり長期使用に繋がります。
- ・防汚加工の衣服は、洗濯時に繊維を傷めずに汚れを落とすため長期使用に繋がります。頻繁に着用する制服や事務服、作業服などにおいて長期使用の効果を発揮します。

(基本原則 2-4 に対応)

(4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること

事業者の中には、使用後に不要となった衣服を単独あるいは共同で回収し、各種素材にリサイクルするシステムを開発しているところがあります。しかし、現在不要となった衣服の回収量は少量に留まっているため、回収量を増やすことが望まれます。このため、購入にあたっては事業者の回収・リサイクルシステムの有無確認や、適切な方法で原料または各種素材としてリサイクルされていることの確認が大切です。

- ・衣服の年間廃棄量は約 143.7 万トンであり、国内の一般廃棄物総排出量の 2.7% を占めています。この不要となった衣服の一部はリユースや再資源化物としてリサイクルされていますが、残りの多くは回収システムの不備やリサイクル技術・用途開発などの不足により焼却処分や埋め立て処理されています。
(出典 : (独) 中小企業基盤整備機構「平成 18 年度情報業務繊維製品リサイクルの現状調査報告書」に基づく)
- ・リサイクルは、資源の有効活用の観点から、原料または各種素材として再利用するマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルが望まれます (熱回収は除きます)。
熱回収は、処理工程において再利用できない繊維を燃焼させて、熱源として利用する次善の策として実施されるケースがあります。その場合は、製品情報の「他の環境配慮特記事項」にて情報提供を行いません。
- ・消費者は、リサイクルを促進するために、原料または各種素材として分別し易い製品設計がされた衣服を選んだり、衣服の廃棄時には回収システムに応じて指定条件に従った分別、異物や汚れの除去等に協力することが重要です。

(基本原則 2-6 に対応)

(5) 環境に配慮した包装材を使用していること

包装は製品の品質保持や販売をし易くするために多くの場合に必要ですが、購入にあたっては、陳列時にできるだけ過剰な包装は避けて包装材の環境配慮に取り組まれた衣服を選ぶことが望まれます。具体的には、包装材が古紙や間伐材などの環境配慮素材のものや、薄肉化、簡易包装、素材統一されたものなどがあります。

(基本原則 2-2 に対応)

(6) 修理体制が整っていること

修理が可能な衣服を選ぶことは長期使用に繋がります。購入にあたっては、寸法直し、ファスナー交換、ほつれや生地破れの修理などの修理体制が整っている衣服を選ぶことが大切です。

- ・ 事業者はそれらの修理内容を店頭やサイト上などで情報公開していることが望まれます。
- ・ 修理体制を整えている事業者の中には、自社製品だけでなく他社製品の受け入れも行なっていると
ころがあり、今後更に広がることが期待されます。(基本原則 2-4 に対応)

< 補足説明 >

2008 年 3 月の改定で「制服・事務服・作業服」購入ガイドラインから「衣服」購入ガイドラインに移行した項目

	衣 服 購入ガイドライン (2008 年改定)	制服・事務服・作業服 購入ガイドライン (2000 年制定)	改定内容
ガイド ライン 項目	1) 環境に配慮した素材を使用していること	1) 素材に化学繊維を用いる場合は、再生材を使用していること	変更あり
	2) 省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること	2) 着用時の省エネルギーにつながる素材・デザイン面の配慮がされていること	変更あり
	3) 長期使用を可能にするための製品設計がされていること		新規追加
	4) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること	3) 使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること	変更なし
	5) 環境に配慮した包装材を使用していること		新規追加
	6) 修理体制が整っていること		新規追加
情報 提供 項目		4) 製品中の遊離ホルムアルデヒド量が少ないこと	移 行 ガイドライン 項目 (1)
		5) デイルドリンが使用されていないこと	移 行 ガイドライン 項目 (1)
		アゾ系染料の使用	移 行 ガイドライン 項目 (1)
		オーガニック Cotton の認証 (綿製品について)	移 行 ガイドライン 項目 (1)
		水洗いの可否	移 行 ガイドライン 項目 (2)

2000 年制定の制服・事務服・作業服購入ガイドラインは 2008 年改定の衣服購入ガイドラインに統合されます。

製品中の遊離ホルムアルデヒド量が少ないこと (移行)

- ・ 防しわ・防縮加工剤として使われるホルムアルデヒドは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (厚生省)」や「ホルマリン樹脂加工について (通産省)」の通達により、衣服への残留量を減らすことが求められております。2008 年 3 月の改定では、ガイドライン項目「(1) 環境に配慮した素材を使用していること」の に集約し、引き続き情報提供します。

ディルドリンが使用されていないこと（移行）

- ・ 殺虫剤・防虫加工剤として使われるディルドリンは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）により、製造・輸入が中止されています。2008年3月の改定では、ガイドライン項目「（1）環境に配慮した素材を使用していること」の に集約し、引き続き情報提供します。

アゾ系染料の使用（移行）

- ・ 特定のアゾ系染料には、分解して発がん性アミン類を生成する色素が含まれているため、アゾ系染料を使用しない動きが業界全体で進められています。
- ・ 現在は、アゾ系染料以外にも、P R T R法第一種指定化学物質などの削減取り組みが進められているため、2008年3月の改定ではアゾ系染料の項目を単独で記載するのではなく、他の有害化学物質に関する情報と合わせて、ガイドライン項目「（1）環境に配慮した素材を使用していること」の に集約しました。

オーガニック Cotton の認証（綿製品について）（移行）

- ・ オーガニック Cotton の普及が進みつつあるため、2008年3月の改定では「情報提供項目」から「ガイドライン項目」に移行し、低・無農薬栽培や有機栽培で生産された天然素材の情報と合わせて、ガイドライン項目「（1）環境に配慮した素材を使用していること」の に集約しました。

水洗いの可否（移行）

- ・ ドライクリーニングを必要としない水洗いに対応した衣服は、ドライクリーニング溶剤などの化学物質の使用を抑制することができるため、制服・事務服・作業服ガイドラインでは情報提供項目として取り上げました。
- ・ 現在は、省エネルギー・省資源に繋がる製品設計の重要性が高まりつつあり、「水洗いの可否」以外にもクールビズ・ウォームビズファッション、形態安定加工の衣服など広い範囲でとらえる必要があります。2008年3月の改定では、ガイドライン項目「（2）省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていること」を新規に位置づけ、「水洗いの可否」は本項目に集約しました。

<その他の考慮事項>

ここでは、ガイドライン項目（1）～（6）とは別枠で事業者の取り組みを記載しています。

事業者の取り組み

事業者評価チェックリストによる自己評価

- ・ 衣服の環境配慮事項の確認だけでなく、事業者の環境配慮の取り組みを確認することが大切です。2003年6月にグリーン購入ネットワークが制定した「事業者評価チェックリスト」に基づいて、事業者の環境への取り組み状況を確認できます。
- ・ 「事業者評価チェックリスト」は事業者の環境に配慮した取り組みを評価する際に考慮すべき重要な観点をリストアップしたもので、データベースに登録している事業者はこの「事業者評価チェックリスト」に記入します。

〔事業者評価チェックリストの活用方法〕

- このチェックリストを取引先の事業者に渡して、該当する項目へのチェックを依頼します。その結果を取引の参考情報として活用したり、取引先事業者に対して取り組み内容の改善を要請したりすることができます。
- このチェックリスト項目に独自の項目を追加した上で、取引先の事業者に渡してチェックを依頼することができます。
- 取引先事業者の取り組みを評価するチェックリストを独自に作成する上において、このチェックリストの内容を参考にさせていただくことができます。
- 自己チェックをすることで、自らの取り組み内容を評価し、改善につなげることができます。

労働環境に対する取り組み

- ・ 衣服の原材料調達や生産・流通過程において、有害物質の使用に伴う労働者の健康被害や安全性などを考慮することが大切です。事業者によって取り組みは様々ですが、サプライヤーに対して労働者権利保障の統一規格（SA8000 など）の取得要求や、現地視察、アンケート実施などにより、労働環境について情報把握の実施が進められています。また、ILO 条約で禁止されている強制労働や児童労働などについても合わせて情報を把握し、労働者の人権に配慮することが期待されます。

2. 製品情報の解説

衣 服

掲載条件

1. 「事業者評価チェックリスト」を記入必須とする。
2. ガイドライン項目(1)～(4)の中から一つ以上を満たす場合に掲載できるものとする。

登録フォーマット

【製品スペック】

分類(入力必須)	分類表(10頁)に基づき、分類を選択する
画像(入力必須)	ブランド画像と製品画像の両方を掲載する
製品名(入力必須)	ブランド・愛称名、型番 カタログ表記に準じます
事業者名(入力必須)	製品を製造・販売している(ブランド名を持つ)企業の名称 他社が製造した製品を自社ブランドで販売する場合、自社名を記載します
服種(入力必須)	分類表(10頁)に基づき、服種を記載する 例: スーツ、スカート、ライトジャケット、半袖ブルゾン、長袖シャツなど
性別(入力必須)	男女兼用 / 男性用 / 女性用 / 子供用 / ベビー用 (複数選択可)
シーズン(入力必須)	春 / 夏 / 秋 / 冬 / オールシーズン (複数選択可)
使用素材(入力必須)	部位(表地、裏地等)ごとの主な使用素材とパーセンテージ(重量比上位3項目まで)を記載する 記入例: 表地(ポリエステル70%毛30%) 重量の大きい順に記載する 家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規定に基づく

グリーン購入法の判断基準適合(入力必須)	グリーン購入法の特定調達物品等の判断基準への適合状況 []: グリーン購入法の判断基準に適合している []: 適合していない(空欄) []: 対象外 グリーン購入法は制服類についてのみ該当する(一般衣料の場合は[-]対象外を選択する)
----------------------	--

ガイドライン項目(1)

<p>環境に配慮した素材の使用 (入力必須)</p>	<p>[]:使用している []:使用していない</p> <p>環境に配慮した素材について、以下の条件のいずれかを満たしている場合には、[]と記載する。</p> <p>【環境に配慮した素材の条件】</p> <p>原産地で環境に配慮した天然素材： 低農薬・無農薬・有機肥料で栽培された植物系の天然素材、寄生虫駆除等のための薬剤使用を抑制した環境で飼育された動物系の天然素材、第三者認証を取得したオーガニックコットンなど(生態系に与える影響の軽減) (素材例) コットン、ウール、麻など</p> <p>再利用素材：繊維くずやコットンリントー、反毛など従来廃棄されていたものを繊維として有効に活用した素材 (素材例) 繊維くずやコットンリントー、反毛、バナナ、竹、ケブラなど</p> <p>リサイクル素材：回収された衣服や飲料用PETボトルなど不要になった素材を原材料にまで戻してから衣料用として再生された素材 (素材例) 再生ポリエステル繊維、再生ナイロン繊維など</p> <p>製造ラインで環境に配慮した素材： 製造段階において省エネルギー・省資源、有害化学物質の使用抑制など、従来の製造工程に比べて環境に配慮した製造ラインで作られた素材(省エネルギー・省資源、有害化学物質の使用抑制) (素材例) 製造段階で30%薬品を削減して作られたナイロン繊維など</p> <p>オーガニックコットンについて 有機農産物・水産物・自生植物等についての認定を進める国際機関として、IFOAM(国際有機農業運動国際連盟)がある。そのうち、オーガニックコットンについては、IFOAM基準(有機栽培認定基準に従って、合成化学農薬を3年間使用していない畑で、一切合成化学薬剤を使わないで栽培した綿花であること等)を定めており、これに則した認証制度を持つ機関を認定し、その各機関の認証を経たものをオーガニックコットンとしている。</p> <p>有害化学物質の使用抑制について 本ガイドラインでは、環境や人の健康に影響を与えるような有害化学物質を示し、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」や「ホルマリン樹脂加工について」「傾向増白加工及び難燃加工について」「柔軟加工及び衛生加工について」「製品票約加工製品の着用による皮膚障害について」「PRTR法」「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」など衣服に関連する法規及び通達に該当する化学物質を対象とする。 例えば、以下のものが挙げられる。 ・形態安定加工や防縮加工等で使われるホルムアルデヒド ・防汚加工に使われるフッ素系樹脂 ・殺虫・防虫加工剤のディルドリン ・分解して発がん性アミン類を生成する色素を含む特定のアゾ系染料</p>
<p>環境に配慮した素材の使用状況 (「環境に配慮した素材の使用」が の場合、入力必須)</p>	<p>環境に配慮した素材について、主な使用素材名を部位(表地、裏地等)ごとにパーセンテージで50字以内で記載する。 記入例:低農薬栽培コットン(表地、30%) 再生ポリエステル(裏地、40%)</p>

<p>素材の環境配慮に関する説明事項 (「環境に配慮した素材の使用」が の場合、入力必須)</p>	<p>素材に関する環境配慮事項を具体的に 120 字以内で記載する。 (記入例)カリフォルニアで低農薬栽培したコットン素材(ブランド名)を使用 衣料品素材として再生処理されたポリエステル素材を使用 その他に薬品の削減量、素材の認証機関名、トレースする仕組みなどを記載する。 特記事項は、JIS 14021 の「5.3 あいまい又は特定しない主張」に準拠すること 該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>
--	--

ガイドライン項目(2)

<p>省エネルギー・省資源に繋がる製品設計 (入力必須)</p>	<p>[]:省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされている []:省エネルギー・省資源に繋がる製品設計がされていない</p> <p>クールビズやウォームビズファッション、形態安定加工の衣服、ドライクリーニングを必要としない水洗い対応の衣服などは、省エネルギー・省資源に繋がります。このように製品設計されているものは、[]と記載する 省エネルギーに繋がる衣服は、形態安定加工など従来よりアイロンの使用回数を減らすことができる衣服とします。もともとアイロンの不要なTシャツなどは除きます。 従来ドライクリーニングの必要な衣服は、水洗いに対応することで、溶剤などの化学物質の使用を抑制できます。水洗い対応など、従来品より環境に良い改良が加えられている衣服については掲載できるものとします。</p>
<p>省エネルギー・省資源に関する説明事項 (「省エネルギー・省資源につながる製品設計」が の場合、入力必須)</p>	<p>省エネルギー・省資源に繋がる素材の活用や、デザイン面での配慮がされているものについては、50 字以内で記載する。 記入例:吸汗・速乾性素材(ブランド名)/ % ノーネクタイの襟元にこだわった デザイン アイロン時の省エネルギーに繋がる形態安定加工 防汚加工により、洗剤量を減らすことができる ドライクリーニング溶剤の削減に繋がる水洗い対応 など デザイン面での配慮:省エネルギー・省資源効果として根拠データを出せるものとする 該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>

ガイドライン項目(3)

<p>長期使用設計 (入力必須)</p>	<p>[]:長期使用を可能にする製品設計がされている []:長期使用を可能にする製品設計がされていない</p> <p>生地や縫い目の強さ、色落ちのし難さなどの耐久性に優れた衣服、サイズ調整機能付きの衣服、防汚加工の衣服などは衣服の長期使用を可能にするため、[]と記載できる</p>
<p>長期使用に関する説明事項 (「製品の長持ち設計」が の場合、入力必須)</p>	<p>長期使用について具体的に 30 字以内で記載する。 記入例:品質管理基準 JIS L4107に対応 アジャスター機能付き 洗濯時に繊維を傷めずに汚れを落とす防汚加工 など 長期使用の配慮:長期使用の効果として根拠データを出せるものとする 防汚加工においては、環境負荷が懸念される物質を使用している場合には、加工工程において十分な汚染対策がなされていることが求められ、ガイドライン項目(1) を満たしていることが望まれる。 該当しない場合は「該当なし」と記載する</p>

ガイドライン項目（４）

使用後に回収され、原料または各種素材としてリサイクルされること (入力必須)	[]:回収して、各種素材としてリサイクルされる(熱回収を除く) []:回収して、各種素材としてリサイクルされない 原料がマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルとしてリサイクルされる場合には 全量でなくても[]と記載できるものとする。
回収方法 (「リサイクルするための製品設計」が の場合入力必須)	製品廃棄後の回収方法やシステム名について具体的に 60 字以内で記載する。 記入例: 会員企業(生産・流通・小売業)の小売店頭等で回収(システム名) 指定先()に送る 集荷に伺う など 該当しない場合は「該当なし」と記載する
回収リサイクルシステム紹介URL	回収リサイクルシステムを紹介するURLがある場合には記載する。
リサイクル方法 (「リサイクルするための製品設計」が の場合入力必須)	製品廃棄後のリサイクル方法について項目を選択する。 [マテリアル]:マテリアルリサイクルの場合 [ケミカル]:ケミカルリサイクルの場合 該当しない場合は「該当なし」と記載する
各種素材としてリサイクルするための製品設計 (「リサイクルするための製品設計」が の場合入力必須)	各種素材としてリサイクルするための製品設計が施されている場合は、30 字以内で具体的に記載する。 記入例:リサイクルを考慮した素材の選定 素材の統一 など 該当しない場合は「該当なし」と記載する

ガイドライン項目（５）

包装材の環境配慮 (入力必須)	[]:環境に配慮した包装材を使用している []:環境に配慮した包装材を使用していない 包装材が古紙や間伐材などの環境配慮素材のもの、薄肉化、簡易包装、素材統一されたものは[]と記載できる
包装に関する説明事項 (「包装の環境配慮」が の場合、入力必須)	包装時の環境配慮について、具体的に 30 字以内で記載する。 記入例:包装材への古紙の利用、包装材の素材統一 包装紙の薄肉化、簡易包装 など 該当しない場合は「該当なし」と記載する

ガイドライン項目（６）

修理体制 (入力必須)	[]:修理体制が整っている []:修理体制が整っていない 寸法直しやファスナー交換などの修理体制が整っており、かつ修理情報を店頭やサイト上などで公開している場合には[]と記載できる
修理に関する説明事項 (「修理対応」が の場合、入力必須)	寸法直しやファスナー交換などの内容やその他情報を具体的に 60 字以内で記載する。 記入例:(対象衣服)スーツ、コート、ジャケット (取り扱い窓口)各販売店に持参、指定先に送る など 該当しない場合は「該当なし」と記載する

その他の商品情報

環境ラベル(エコマーク・エコリーフ)	エコマークやエコリーフ認証を取得している場合にはチェックを入れる。
エコマーク認証番号	エコマーク認証を取得している場合は、製品の認定番号を記載する。
エコリーフHP	産業環境管理協会ホームページの登録製品情報のURL。 (産業環境管理協会ホームページ http://www.jemai.or.jp/ecoleaf/index.cfm)
他の環境配慮特記事項 (入力必須)	環境配慮事項について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合は 30 文字以内で記載する。 記入例: 一部の再利用できない繊維を熱源として利用するサーマルリサイクルを実施している 廃棄物清掃リサイクル法を遵守している 特にない場合は、「特になし」と記載する
機能面での特記事項 (入力必須)	機能、デザイン、サイズなど情報提供者からアピールしたいことがある場合は 30 文字以内で記載する。 特にない場合は「特になし」と記載
標準価格(円)(入力必須)	標準小売価格を価格帯(下限~上限)で記載。 価格は税込価格にて記載 オープン価格の場合、[オープン] と記載する

【事業者の取り組み】

事業者評価チェックリスト	事業者の取り組み状況を以下のURLより記載する。 URL
労働環境に対する取り組み	サプライヤーに対して労働者権利保障の統一規格(SA8000 など)の取得要求や、現地視察、アンケート実施などを行なうなど、原産地や工場の労働環境に対する取り組みについて、アピールしたい場合には 200 文字以内で記載する。 特にない場合は「特になし」と記載

【情報提供者問い合わせ先】

環境面問合せ先 (入力必須)	部署名、TEL、FAX、E-MAIL 最大3箇所まで
購入時間問合せ先 (入力必須)	部署名、TEL 最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載する。
その他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「 」で記載する(500字)

<分類> 皮製衣服及び毛皮製品を除く

No	大分類	小分類
1	ユニフォーム	制服
2		事務服
3		作業服
4		学校制服
5		白衣・衛生衣
6		サービスウェア
7		イベントウェア
8		その他のユニフォーム
9	一般衣服	背広・スーツ
10		ワンピース類
11		ジャケット
12		スラックス類
13		スカート
14		礼服・ドレス服（フォーマル）
15		オーバー・コート
16		スポーツウェア
17		室内着
18		セーター類
19		シャツ類
20		ワイシャツ類
21		ブラウス
22		下着類
23		寝衣
24		くつ下・ストッキング類
25		帽子
26		手袋〔ゴム製を除く〕
27		羽織および着物
28		乳幼児着